

資料提供

2026年10月8日

総務部税務課長 小松崎 昭二

(担当:青木 029-301-2446)

水戸県税事務所長 中原 健次

(担当:飛田 029-221-4803)

水戸県税事務所における税務情報の漏えいについて

水戸県税事務所において、不動産取得税の催告に係る納付書を別法人の納付書の中に混入し郵送するという事案が発生しました。

情報漏えいの対象者に対して、また、県民の皆様の県に対する信頼を損ねる事案を起こしてしまったことについて、深くお詫び申し上げますとともに、同様の事案が発生しないよう、再発防止に努めてまいります。

記

1 事案の概要

(1) 事案発生(判明)日

2026年10月5日

(2) 漏えいした情報

不動産取得税の納付書(法人名称、法人所在地、税目、課税年度、税額、延滞金額)

2 原因

納付書印刷時に宛名及び印刷枚数の確認を行っていなかったことと、複数職員による封かん時の発送書類の確認が不十分であったため。

3 経緯

- ・不動産取得税の催告のため収税担当課職員が納付書を印刷した際、法人あての納付書を誤って2枚印刷し、別の法人の納付書の中に混入し送付
- ・誤送付先法人からの電話による問い合わせで誤送付が発覚。事情説明の上謝罪し了承を得るとともに、誤送付した納付書の回収を約束
- ・誤送付先法人を訪問の上、謝罪し納付書を回収
- ・税務情報が漏えいした法人へ電話にて、事情説明の上謝罪し了承を得た。

4 再発防止策

- ・毎月、所属長から全職員に対し、メール等を通じて注意喚起を行うとともに、各グループ長に対し所内会議の場において周知徹底を図る。
- ・個人情報等を含む郵便物の取扱いについては、チェック表を作成し複数職員によるダブルチェックを徹底する。